

## 長崎大学研究データポリシー解説

令和 6 年 7 月 1 日  
学 長 裁 定

長崎大学(以下「本学」という。)は、「長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する。」を理念として、教育・研究活動のほか、産学官連携、社会貢献等を展開する。本学は、上記の理念を具現化するために、研究データを適切に管理し、公開・利活用することを目的とし、長崎大学研究データポリシー(以下「本ポリシー」という。)を以下のとおり定める。

本ポリシーは、長崎大学の理念に基づき、「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和 3 年 3 月 26 日閣議決定)に掲げられる「オープンサイエンスとデータ駆動型研究等の推進」に対応し、研究データの利活用を促進するとともに、本学の研究データの価値および本学の将来の研究活動を守るものである。

1. 本ポリシーにおける「研究データ」とは、本学における研究活動の過程において研究者によって生成又は収集された情報を指す。

本ポリシーにおいて「研究データ」とは、本学における研究活動の過程で得られた情報を指し、デジタル・非デジタルを問わない。これらの研究データは「長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程」に基づいて適切に保存・管理する必要がある。

研究データの例として次のようなものがあげられる。

- ・観測データ
- ・実験データ
- ・シミュレーションデータ
- ・一次データを分析、処理して生成された加工データや解析データ
- ・研究ノート、実験ノート、フィールドノート
- ・アンケート
- ・音声、写真、画像
- ・試料、標本

・統計的なデータファイル

どのような研究データを管理の対象とするかは、各研究分野の特性や研究データの性質によって異なるため、各部局等の実施要領において適切な適用範囲を定めることとする。

「研究者」とは、本学の教員・職員、学部及び大学院で研究指導を受ける学生・研究生、雇用関係はないが本学が受け入れる研究員など、本学における研究に携わる全ての者のことをいう。ただし、どの範囲までを本ポリシーにおける「研究者」とするかについては、各研究分野の特性や研究データの性質、研究の実施体制により異なるものと考えられることから、各部局等においてその具体的な範囲を定めることとする。

研究者が、以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

2. 本学は、研究データの管理、公開・利活用の環境整備と学内規則制定等を行う。

研究データの管理とは、データの収集、生成、解析、保管、保存、廃棄や、研究データ管理計画の策定といった研究データに関わる一連の活動全般を指す。

研究データの公開とは、研究データを他の者が利用できる状態にすることを指し、利用者を限定しない一般公開と、アクセス権を付与された利用者限定する制限公開とを含む。公開しない場合は非公開となる。

本学は研究者が適切な研究データ管理を実現できるよう、以下を実施する。

- ・研究データ管理・公開のためのデジタルプラットフォームの提供等、研究データ公開のための環境の整備
- ・研究データ管理・公開の推進のための啓発
- ・各部局等における、研究データ管理に関する実施要領策定の支援
- ・知的財産の保護や、共同研究の際の研究データの管理・公開等にかかる契約など、法務に関するアドバイス等の提供

3. 研究者は、法令、契約及び学内規則等を遵守して、研究データを適切に管理し、可能な限り公開・利活用する。

研究データを適切に管理し、研究の公正性や研究データの正確性・完全性・追跡可能性等を担保することは、将来にわたり優れた研究活動を行い、また、将来にわたり研究活動を守るために必要不可欠である。研究者は、生成又は収集した研究データの管理を行う権限を有するとともに、適切な研究データ管理を行う責務を有する。

研究者は、研究データの公開にあたり、法令、契約、学内規則、各研究分野において要求される倫理規範等を遵守し、保護すべきデータ・非公開とすべきデータの区別を適切に行わなければならない。

法的・倫理的観点から公開することに問題がないと判断された研究データであっても、研究成果の社会実装やさらなる研究推進のために、知的財産として法的な保護が必要な研究データも存在する。研究者は、オープン・アンド・クローズ戦略※に基づき研究データの公開について戦略的に判断することが求められる。

研究者は、異動または退職する場合、その管理する研究データの取扱いを、関係者と協議の上、あらかじめ決定しなければならない。

※研究データにおけるオープン・アンド・クローズ戦略とは、研究データの特性から、公開するものと非公開にするものとに分けて進める戦略のこと。「第6期科学技術・イノベーション基本計画」等の中で謳われている。

4. 研究者は、研究データの管理、公開・利活用の方法について、法令、契約及び学内規則等の範囲内で、決定する権利を有する。

研究データを生成又は収集した研究者は、原則として、その管理、公開・利活用の方法について決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、法令及び学内規則上許される範囲にとどまるべきである。

また当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えばデータに第三者の知的財産権や個人情報を含む場合）には、それらを害してはならない。安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、適用される法令等を遵守する必要がある。共同研究契約や外部資金等に基づく研究において締結される契約等において、管理や公開に関して条件や制限が課されている場合には契約に反することのないように留意しなければならない。

5. 本ポリシーは、社会や学術状況の変化に応じて適宜見直しを行うものとする。

データ管理に関わる社会や学術状況の変化を的確にとらえ、個々の研究分野における法的・倫理的要件を尊重した上で、本ポリシー及び本解説は常に見直しが必要とされる。また、各部局等で必要に応じて定める実施要領についても適宜見直しを図ることが必要となる。

本ポリシー及び解説に関する問合せ：  
学術情報部学術情報管理課  
rdm\_help@ml.nagasaki-u.ac.jp